



県章

山形県公報

令和3年7月6日(火)
第219号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例施行規則……………(税 政 課) ……722
- 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則を廃止する規則……………(同) ……741
- 山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(やまがた幸せデジタル推進課) ……同
- 山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(地域福祉推進課) ……同

訓 令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……742

告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財 政 課) ……743
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 種畜証明書の交付の通報……………(畜産振興課) ……同
- 山形県特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則第4条第1項の規定による認定……………(水産振興課) ……747
- 山形県資源管理方針の変更……………(庄内総合支庁水産振興課) ……同
- まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………(同) ……同
- ずわいがに日本海系群B海域に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………(同) ……748
- 山形県県民の森の利用日及び利用時間……………(村山総合支庁森林整備課) ……同
- 山形県県民の森の利用料金……………(同) ……同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則……………749

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………同

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・県産品振興課) ……750

そ の 他

○令和3年度行政書士試験の実施……………（市町村課）…751

正 誤

規 則

山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例施行規則をここに公布する。

令和3年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第65号**山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例施行規則**

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例（令和3年7月県条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（委任）

第2条 条例第2条の規定による県税の課税免除に関する事務は、総合支庁長に委任する。

（課税免除申請書）

第3条 条例第3条に規定する課税免除申請書は、別記様式第1号から別記様式第4号までによるものとする。この場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

（1）条例第3条第1号及び第4号に掲げる者

イ 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書の写し、同法第149条の規定により青色申告書に添付すべきこととされている書類のうち貸借対照表及び損益計算書の写し並びに同項第19号に規定する減価償却資産の償却費の額の計算に関する書類

ロ 条例第2条第1号に規定する適用設備（以下「適用設備」という。）が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第3項に規定する産業振興促進事項に適合するものであることにつき、当該市町村計画を定めた市町村の長が確認した旨を証する書類又はその写し

ハ 適用設備の所在する事業所全体の平面見取図（土地及び家屋の取得部分並びに取得年月日を明示したもの）

ニ 適用設備の所在する事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類

ホ その他知事が必要と認める書類

（2）条例第3条第2号及び第5号に掲げる者

イ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第31号に規定する確定申告書（同条第30号に規定する中間申告書で同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものを含む。）に添付すべきこととされている減価償却資産の償却費の額の計算に関する明細書の写し又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第52条の3第8項に規定する特別償却準備金として積み立てた金額の計算に関する明細書の写し

ロ 前号ロからホまでに規定する書類

（課税免除の適用があるべき旨の申告）

第4条 適用設備である家屋又はその敷地である土地（その敷地となるべき土地を含む。以下同じ。）を取得した者で、当該家屋又はその敷地である土地の取得に係る不動産取得税の課税免除を受けようとするものは、当該取得に対して課される不動産取得税について条例第2条の規定による課税免除の適用があるべき旨の申告書（別記様式第5号）を山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）第74条第1項に規定する不動産取得税納税義務発生申告書を提出する際に知事に提出しなければならない。

（課税免除の決定）

第5条 知事は、条例第3条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査し、課税免除を決定したときは、課税免除決定通知書（別記様式第6号又は別記様式第7号）によりその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により課税免除を決定した後において、当該課税免除の決定に係る申請書及び当該申請書の添付書類に記載されている事項が調査したところと異なることを発見した場合は、当該課税免除の決定の全部又は一部を取り消すとともに、課税免除取消通知書（別記様式第8号）によりその旨を当該取消しを受けた者に通知するものとする。

（承継の届出）

第6条 条例第4条の規定により、事業を承継した者が引き続き当該事業に係る県税の課税免除を受けようとするときは、課税免除事業承継届（別記様式第9号）を当該承継があった日から10日以内に知事に提出しなければならない。

（書類の提出）

第7条 条例及びこの規則の規定により提出する書類は、第4条に規定するものを除き、正副2部とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（課税免除の適用があるべき旨の申告書等の提出期限の特例）

2 第4条の規定により定められた課税免除の適用があるべき旨の申告書の提出期限又は第6条の規定により定められた課税免除事業承継届の提出期限（以下「申告書等の提出期限」という。）が条例第2条第1号に規定する取得等をした適用設備又は同条第3号に規定する取得をした適用設備である家屋及びその敷地である土地の所在する市町村に係る市町村計画が定められた日前である場合においては、当該申告書等の提出期限は、第4条又は第6条の規定にかかわらず、同日から起算して10日以内とする。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別表総合支庁長の項委任事項の欄に次の1項を加える。

16 山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例施行規則に基づく次の事項

(1) 第2条の規定による次の事項

イ 山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例第2条の規定による県税の課税免除に関すること

別記
様式第1号



個人事業税課税免除申請書（製造業、情報サービス業等、
農林水産物等販売業又は旅館業用）

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

申 請 者
住(居)所
氏 名

山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例第3条の規定により、次のとおり個人事業税の全部又は一部の課税免除を申請します。

課 税 年 度	年 度	確定申告書提出先の 税務署	税務署		
適用設備の取得等をした事業所	名 称				
	所 在 地				
	この申請に回答する者の 氏名及び電話番号	(電話 番)			
	主 要 製 造 品 目				
取得等をした一の適用設備を構成する減価償却資産の圧縮記帳後の取得価額等	取 得 等 の 区 分				
	事業の用に供した日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	適 用 年 度	第 回供用分 年度	第 回供用分 年度	第 回供用分 年度	
	建物及びその附属設備	円	円	円	
	機 械 及 び 装 置				
	その他の減価償却資産				
	合 計				

課税免除に係る所得金額の算定の基礎となる割合	取得等をした適用設備に直接従事する従業者数	人	人	人
	取得等をした適用設備に係る事務職員等の数			
	県内に有する事業所等に従事する従業者で上記の欄に掲げる者以外の数		割 合	_____
分割個人の総所得金額	所得金額又は分割所得金額	課税免除の割合	課税免除に係る所得金額	差引課税所得金額
円	円	_____	円	円

- (注) 1 この申請書は、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供した一の適用設備ごとに記載し、3月15日までに提出すること。
- 2 「住（居）所」の欄には、主たる事務所又は事業所の所在地を記載すること。
- 3 「主要製造品目」の欄は、製造業の場合に記載すること。
- 4 「取得等をした適用設備に係る事務職員等の数」及び「県内に有する事業所等に従事する従業者で上記の欄に掲げる者以外の数」の欄における人員の算出に当たっては、次によるものであること。
- (1) 年の中途で新設され、又は廃止された事務所又は事業所については、前年12月31日（廃止の場合には、廃止の月の直前の月の末日）現在の従業者数× $\frac{\text{事務所等の存在月数}}{\text{前年の事業月数}}$ により計算した数値を記載すること。
- (2) 事業年中を通じて従業者数の変動の激しい事務所（事業年中の各月末日現在の従業者数の最大のものが最少であるものの2倍を超えるもの）については、前年の各月末日現在の従業者数の合計数÷前年の事業月数により計算した数値を記載すること。
- (3) (1)、(2)において計算した数値に1人に満たない端数を生じたときは、1人とする。
- 5 「差引課税所得金額」の欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。

付表

個人事業税課税免除申請書付表

1 課税免除に係る所得金額の算定の基礎となる従業者数

取得等の箇所	月 末 項 目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	事業年末日 現在の数値
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
年 月 日 事業の用に供した部分	取得等をした適用設備に直接従事する従業者数														人
	取得等をした適用設備に係る事務職員等の数														
年 月 日 事業の用に供した部分	取得等をした適用設備に直接従事する従業者数														
	取得等をした適用設備に係る事務職員等の数														
年 月 日 事業の用に供した部分	取得等をした適用設備に直接従事する従業者数														
	取得等をした適用設備に係る事務職員等の数														
県内に有する事業所等に従事する従業者で上記の欄に掲げる者以外の数															
計															

2 課税免除に係る所得金額の内訳

区 分		課 税 免 除 の 割 合	所 得 金 額
分割個人の総所得金額			円
所得金額又は分割所得金額			
課税免除に係る所得金額	年 月 日 事業の用に供した部分	_____	
	年 月 日 事業の用に供した部分	_____	
	年 月 日 事業の用に供した部分	_____	
	計	_____	
差引課税所得金額			

様式第2号



法人事業税課税免除申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

申請法人

所在地

法人名

代表者氏名

法人番号

事業種目

資本金の額又は出資金の額 千円

山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例第3条の規定により、次のとおり法人事業税の全部又は一部の課税免除を申請します。

課税免除の申請をする事業年度

年 月 日から 年 月 日まで
(確定・修正)

適用設備の取得等をした事業所	名 称			
	所 在 地			
	この申請に応答する者の係、氏名及び電話番号	(電話 番)		
	主 要 製 造 品 目			
取得等をした一の適用設備を構成する減価償却資産の圧縮記帳後の取得価額等	取 得 等 の 区 分			
	事業の用に供した日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	適 用 年 度	第 回供用分年度	第 回供用分年度	第 回供用分年度
	建 物 及 び そ の 附 属 設 備	円	円	円
	機 械 及 び 装 置			
	そ の 他 の 減 価 償 却 資 産			
	合 計			

課税免除に係る所得金額の算定の基礎となる割合	取得等をした適用設備に直接従事する従業者数 (事業年度末現在の数値)		人	人	人
	取得等をした適用設備に係る事務職員等の数 (事業年度末現在の数値)				
	県内に有する事業所等に 従事する従業者で上記の 欄に掲げる者以外の数 (事業年度末現在の数値)			割 合	_____
摘 要	分割法人の課税標準額の総額	課税標準額又は分割課税標準額	課税免除の割合	課税免除に係る課税標準額	差引課税標準額
所 得 金 額		円	円	円	円

	合 計				
	軽減税率不適用法人の金額				

- (注) 1 この申請書は、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供した一の適用設備ごとに記載し、確定申告書等を提出する際に併せて提出すること。ただし、課税免除を受けるべき税額がない場合は、提出を要しないこと。
- 2 申請法人の「所在地」の欄には、主たる事務所又は事業所の所在地を記載すること。
- 3 「主要製造品目」の欄は、製造業の場合に記載すること。
- 4 主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業である法人については、この様式中「取得等をした適用設備に直接従事する従業者数」とあるのは「取得等をした適用設備に係る固定資産の価額」と、「取得等をした適用設備に係る事務職員等の数」とあるのは「県内に有する事業所等の固定資産の価額」とし、「県内に有する事業所等に従事する従業者で上記の欄に掲げる者以外の数（事業年度末現在の数値）」の欄は、記載を要しないこと。
- 5 「取得等をした適用設備に係る事務職員等の数（事業年度末現在の数値）」及び「県内に有する事業所等に従事する従業者で上記の欄に掲げるもの以外の数（事業年度末現在の数値）」の欄における人員の算出に当たっては、次によるものであること。
- (1) 年の中途で新設され、又は廃止された事務所又は事業所については、事業年度末日（廃止の場合には、廃止の月の直前の月の末日）現在の従業者数 $\times \frac{\text{その事務所等の存在月数}}{\text{その事業年度の事業月数}}$ により計算した数値を記載すること。
- (2) 事業年度中を通じて従業者数の変動の激しい事務所又は事業所（事業年度中の各月末日現在の従業者数の最大のものが最少であるものの2倍を超えるもの）については、事業年度中の各月末日現在の従業者数の合計数 \div 事業年度の月数により計算した数値を記載すること。
- (3) (1)、(2)において計算した数値に1人に満たない端数を生じたときは、1人とする。
- 6 「課税標準額又は分割課税標準額」の各欄には、課税免除を受けないこととした場合の金額を記載すること。

7 「差引課税標準額」の各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。

付表

法人事業税課税免除申請書付表

1 課税免除に係る課税標準額の算定の基礎となる従業者数

取得等の箇所	月 末 項 目	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計	事業年度 末日現在の 数値
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
年 月 日 事業の用に供した部分	取得等をした適用設備に直接従事する従業者数														人
	取得等をした適用設備に係る事務職員等の数														
年 月 日 事業の用に供した部分	取得等をした適用設備に直接従事する従業者数														
	取得等をした適用設備に係る事務職員等の数														
年 月 日 事業の用に供した部分	取得等をした適用設備に直接従事する従業者数														
	取得等をした適用設備に係る事務職員等の数														
県内に有する事業所等に従事する従業者で上記の欄に掲げる者以外の数															
計															

2 課税免除に係る課税標準額の内訳

区 分	課 税 免 除 の 割 合	所 得 金 額			
					計
分割法人の課税標準額の総額		円	円	円	円
課税標準額又は分割課税標準額					
課 税 免 除 に 係 る 課 税 標 準 額	年 月 日 事業の用に供した部分	_____			
	年 月 日 事業の用に供した部分	_____			
	年 月 日 事業の用に供した部分	_____			
	計	_____			
差 引 課 税 標 準 額					

様式第3号



個人事業税課税免除申請書（畜産業又は水産業用）

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

申請者

住(居)所

氏 名

山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例第3条の規定により、次のとおり個人事業税の課税免除を申請します。

課 税 年 度	年 度													
事 業 の 種 類														
事務所又は事業所の名称														
所 在 地														
この申請に応答する者の 氏名及び電話番号	(電話 番)													
課税免除に係る所得金額	円													
課税免除を受けようとする要件	区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
	自家労力	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	雇用労力													
	合 計													(イ)
	$(イ) \times \frac{1}{2}$							$(イ) \times \frac{1}{3}$						
摘 要														

- (注) 1 この申請書は、前年の事業に対して課される事業税の申告書と併せて作成し、3月15日までに提出すること。
- 2 「自家労力」の項の「各月」及び「計」の欄には、事業主又はその同居の親族のうち、この事業に従事した者の延べ労働日数を記載し、「雇用労力」の項の「各月」及び「計」の欄には、それ以外の者のうちこの事業に従事した者の延べ労働日数を記載すること。ただし、盛業期等に応援の目的をもってなされる近隣の手伝い等は、この日数に含めないこと。

様式第4号

不動産取得税課税免除申請書



年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

取得者

住(居)所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例第3条の規定により、次のとおり不動産取得税の全部又は一部の課税免除を申請します。

取得等をした適用設備のうち、製造業の用に供した工場用家屋又は情報サービス等、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供した家屋	所	所在地	家屋番号	種類	構造	床面積	積算	取得年月日	取得価額	建設着手年月日
						平方メートル	・	・	円	・
						・	・	・		・
						・	・	・		・
						・	・	・		・
						・	・	・		・
同上の家屋の敷地である土地	所	所在地	地番	地目	地積	平方メートル	・	・		額
										円

様式第5号

山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例第2条の適用があるべき旨の申告書									
取得者 住(居)所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名									
取得等をしようとする(した)設備のうち、製造業の用に供しようとする(した)工場用家屋又は情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供しようとする(した)家屋	所在地	家屋番号	種類	構造	床面積	積算	取得年月日	取得価額	建設着手(予定)年月日
					平方メートル		・ ・		・ ・
					・		・ ・		・ ・
					・		・ ・		・ ・
					・		・ ・		・ ・
					・		・ ・		・ ・
					・		・ ・		・ ・
同上の家屋の敷地である土地	所在地	番	地	目	地積	積算	取得年月日	取得価額	建設着手(予定)年月日
					平方メートル		・ ・		・ ・
					・		・ ・		・ ・
					・		・ ・		・ ・
					・		・ ・		・ ・
					・		・ ・		・ ・

取得等をしようとする(した)設備に係る事業の種類、名称及び所在地	事業の種類	有・無			取得価額
	事務所又は事業所の名称	年月日	事業年度	年月日	
取得等をしようとする(した)設備に係る事業の種類、名称及び所在地	所在地	有・無			取得価額
	この申請に回答する者の係氏名及び電話番号	年月日	事業年度	年月日	
取得等をしようとする(した)設備のうち、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する(予定)年月日	青色申告の承認の有無	有・無			取得価額
	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する(予定)年月日	年月日	事業年度	年月日	
取得等をしようとする(した)設備のうち、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する(予定)の適用設備を構成する圧縮記帳後の固定資産の取得(予定)価額	種別	取得(予定)価額			千円
	建物及びその附属設備				
取得等をしようとする(した)設備のうち、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する(予定)の適用設備を構成する圧縮記帳後の固定資産の取得(予定)価額	機械及び装置				千円
	その他の減価償却資産				
取得等をしようとする(した)設備のうち、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する(予定)の適用設備を構成する圧縮記帳後の固定資産の取得(予定)価額	合計				千円
	区分				
取得等をしようとする(した)設備のうち、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する(予定)の適用設備を構成する圧縮記帳後の固定資産の取得(予定)価額	第12条又は第45条の規定による特別償却	有・無			千円
	第52条の3の規定による特別償却準備金	有・無			

(注) 1 この申告書は、取得等をしようとする(した)一の適用設備ごとに作成すること。
 2 「住(居)所又は所在地」の欄には、この申告書を作成する日の現在の住(居)所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地を記載すること。

様式第6号

何税の課税免除決定通知書		
<p>申請者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 様</p>	第	号
	年	月
	日	日
山形県何総合支庁長 印		
<p>年 月 日付けで申請ありました 税の課税免除について、次のとおり決定しましたから、山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。</p> <p>この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		
年 度	年 度	決 定 の 理 由
課 税 標 準 額	円	
税 額		
課 税 免 除 し た 税 額		
納 付 す べ き 税 額		
摘 要		

(注) 個人事業税及び不動産取得税に係る課税免除決定通知は、この様式によること。

様式第7号

法人事業税課税免除決定通知書

第 年 月 日

申請法人
所在地
法人名
代表者氏名

様

山形県何総合支庁長 閣

年 月 日付で申請ありました法人事業税の課税免除について、次のとおり決定しましたから、山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

区 分	課 税 免 除 前				課 税 免 除				課 税 免 除 後			
	課 標	税 額	税 率	税 額	課 標	税 額	税 率	税 額	課 標	税 額	税 率	税 額
修正・更正後の額		円	%	円		円	%	円		円	%	円
	計											
修正・更正前の額												
	計											
差引納付額												
	計											
課税免除に係る課税標準額		円	円		円	課 税 免 除 額						
						円						
事業年度	課税免除決議年月日	年 月 日	この設備の従業者数又は固定資産の価額		円	摘 要						
	課税免除申請受理日	年 月 日	県内の事業所等の従業者数又は固定資産の価額									

様式第8号

何税の課税免除取消通知書	
納税者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名	第 号 年 月 日 山形県何総合支庁長 印
年 月 日付けで決定しました課税免除を次のとおり取り消しますから、山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	
年度又は事業年度	
課税免除した税額	円
同上的うち課税免除の取消しをする税額	円
取消しをする理由	
摘 要	

様式第9号



課税免除事業承継届

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

承継人

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

被承継人

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例施行規則第6条の規定により、今回承継しました次の事業に係る県税の課税免除を受けたいので届け出ます。

事業の種類	
事務所又は事業所の名称	
所在地	
この申請に応答する者の係、氏名及び電話番号	(電話 番)
承継年月日	年 月 日
承継の理由	

(注) この届出書には、承継の事実を証明する書類を添付すること。

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第66号

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則を廃止する規則

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則（平成12年7月県規則第110号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第67号

山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則（平成27年12月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項第2号中「第13項及び第14項」を「第14項及び第15項」に改め、同条第14項中「別表第1第14項」を「別表第1第15項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「別表第1第13項」を「別表第1第14項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「別表第1第12項」を「別表第1第13項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「別表第1第11項」を「別表第1第12項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 条例別表第1第11項の規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

第3条第10項中「別表第2第10項」を「別表第2第11項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「別表第2第9項」を「別表第2第10項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 条例別表第2第9項の規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同表第9項の規則で定める情報は、同法第2条第1項の経費の支弁に関する情報とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第68号

山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第20条の2」に改める。

第3条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第3条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第3条の3 救護施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第10条の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第10条の2 条例第14条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる。

第17条中「第10条」を「第10条の2」に改める。

第4章中第20条の次に次の1条を加える。

（準用）

第20条の2 第10条の2の規定は、授産施設について準用する。

第24条中「第2号」を「第2号並びに第10条の2」に改める。

附 則

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

訓 令

山形県訓令第10号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第3 総務企画部の項総務課の項中「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改め、同課の項過疎地域自立促進特別措置法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第6条第4項（第7項）」を「第8条第7項（第10項）」に改め、同部の項総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課の項中「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改め、同課の項過疎地域自立促進特別措置法に関すること（西村山総務課及び北村山総務課に限る。）。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第6条第4項（第7項）」を「第8条第7項（第10項）」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第584号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和3年6月15日招集した山形県議会定例会は、同年7月2日閉会した。

令和3年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第585号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社三友医療	さんゆうショートステイぼかぼか 米沢市西大通二丁目2番30号	短期入所生活介護	令和 3. 7. 1

山形県告示第586号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社三友医療	さんゆうショートステイぼかぼか 米沢市西大通二丁目2番30号	介護予防短期入所生活介護	令和 3. 7. 1

山形県告示第587号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人鶴岡福祉村 鶴岡市日出一丁目7番7号	地域生活支援ホーム 共生の家「ひので」 鶴岡市日出一丁目7番9号	共同生活援助	令和 3. 6. 25

山形県告示第588号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次の種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

令和3年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称（氏 名）
10245886001	牛	黒毛和種	満 開 1 (全和黒原5448)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産研究所
10840803557	同	同	幸 花 久 (全和黒14991)	同	同
10840803915	同	同	神 安 平 (全和黒14992)	同	同
11415411504	同	同	福 福 照 (全和黒原5881)	同	同
11351294988	同	同	冬 景 21 (全和黒原5953)	同	同
11353388814	同	同	美 結 喜 (全和黒原6022)	同	同
11378123605	同	同	美 津 岳 (全和黒原6077)	同	同
11527804683	同	同	翼 満 開 (全和黒原6126)	同	同
11432620422	同	同	幸 紀 陸 (全和黒原6206)	同	同
11372427792	同	同	美 勝 喜 (全和黒原6253)	同	同
11385295593	同	同	福 秀 165 (全和黒15517)	同	同
11341001787	同	同	美 津 勝 桜 (全和黒15714)	同	同
11569111589	同	同	丸 藤 3 (全和黒原6391)	同	同
11569111763	同	同	七 福 久 (全和黒原6392)	同	同
31906010001	豚	ランドレース種	ルーク ガッサン ヤマガタ 2 0004 (日豚L種LL06 -A000047)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚研究所
32006010001	同	同	ルーク サキ ヤマ ガタ 3 0001 (日豚L種LL06 -A000048)	同	同
32106010001	同	同	ヤマガタ ルーク ヤマガタ 7 0003 (日豚L種LL06 -A000053)	同	同
32006010002	同	大ヨーク シャー種	ミヤボク トミチ ク ヤマガタ 4 0007 (日豚W種WW06 -A000023)	同	同

32106010002	同	同	ユーロン ミヤボ ク ヤマガタ 2 0002 (日豚W種WW06 -A000025)	同	同
31706010004	同	デュロック 種	ユメサクラエース フジ ヤマガタ 6 0002 (日豚D種DD06 -A000093)	同	同
31706010005	同	同	ユメサクラエース フジ ヤマガタ 2 0001 (日豚D種DD06 -A000104)	同	同
31806010004	同	同	ユメサクラエース フジ ヤマガタ 3 0007 (日豚D種DD06 -A000114)	同	同
31806010006	同	同	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 6 0001 (日豚D種DD06 -A000170)	同	同
31906010005	同	同	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 3 0004 (日豚D種DD06 -A000190)	同	同
31906010006	同	同	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 3 0007 (日豚D種DD06 -A000191)	同	同
31906010007	同	同	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 5 0006 (日豚D種DD06 -A000192)	同	同
31906010008	同	同	ゼンノー ユメサ クラエース ヤマ ガタ 1 0004 (日豚D種DD06 -A000198)	同	同

32006010004	同	同	ユメサクラエース フューチャー ヤ マガタ 4 0008 (日豚D種D D06 -A000207)	同	同
32006010008	同	同	フューチャー ユ メサクラエース ヤマガタ 3 0004 (日豚D種D D06 -A000230)	同	同
32106010003	同	同	ユメサクラエース フューチャー ヤ マガタ 2 0002 (日豚D種D D06 -A000234)	同	同
32106010004	同	同	ユメサクラエース サリー ヤマガタ 4 0005 (日豚D種D D06 -A000240)	同	同
32106010005	同	同	ユメサクラエース サリー ヤマガタ 4 0006 (日豚D種D D06 -A000241)	同	同
32106010006	同	同	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 3 0007 (日豚D種D D06 -A000244)	同	同
31706010006	同	パークシャ ー種	ドイツシヤム オ カ15 ヤマガタ 3 0003 (日豚B種B B06 -A000032)	同	同
31806010008	同	同	キプリン オカ15 ヤマガタ 5 0003 (日豚B種B B06 -A000036)	同	同
31906010010	同	同	ラセッター オカ 15 ヤマガタ 1 0005 (日豚B種B B06 -A000040)	同	同

32006010009	同	同	ドイツシヤム キ プリン ヤマガタ 1 0003 (日豚B種B B06 -A000042)	同	同
32006010010	同	同	ドイツシヤム オ カ15 ヤマガタ 3 0004 (日豚B種B B06 -A000047)	同	同
32006010011	同	同	ドイツシヤム オ カ15 ヤマガタ 4 0002 (日豚B種B B06 -A000051)	同	同
32106010007	同	同	ドイツシヤム オ カ15ヤマガタ 5 0002 (日豚B種B B06 -A000054)	同	同

山形県告示第589号

山形県特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則（令和2年12月県規則第68号）第4条第1項の規定により、山形県資源管理方針に定める山形県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）の漁獲量の総量が当該山形県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業に係る知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める。

令和3年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第590号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、山形県資源管理方針を別紙のとおり変更した。
なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和3年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第591号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和3管理年度（令和3年7月1日から令和4年6月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和3年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第592号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、ずわいがに日本海系群B海域に関する令和3管理年度（令和3年7月1日から令和4年6月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和3年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第593号

山形県民の森条例（昭和56年7月県条例第27号）第4条第2項の規定により、山形県民の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

令和3年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用日及び利用時間

施 設 名	利 用 日	利 用 時 間
森林学習展示館 森の工房「む・う・ぶ」 フィールドアスレチック施設	4月29日から5月6日までの日	午前9時から午後4時30分まで
	5月7日から7月19日までの日 （月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	
	7月20日から8月20日までの日	
	8月21日から11月30日までの日 （月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	
野営場	7月1日から9月30日までの日	宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後4時30分まで、宿泊を伴う利用にあつては午前10時から翌日の午前10時まで

2 適用期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

山形県告示第594号

山形県民の森条例（昭和56年7月県条例第27号）第6条第2項の規定により、山形県民の森の利用料金を次のとおり承認した。

令和3年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

施 設 名	区 分	利 用 料 金	
		一 般	小学生・中学生
フィールドアスレチック施設	個 人	無料	無料
	団 体	無料	無料

備考 この表において「団体」とは、20人以上をいう。

2 適用期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月6日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を次のように改正する。

第2条の5中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 条例第6条第2項第1号の人事委員会が認める作業は、患者に接して行う作業とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）第2条の5第7項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第6号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年7月6日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「290円」を「290円（同項第1号の作業のうち心身に著しい負担を与えると管理者が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）」に改める。

附則第12項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

附則に次の2項を加える。

（分べん介助・診療応援手当の特例）

- 14 病院に勤務する医師及び歯科医師が、県庁及び総合支庁で実施する県職員等に対する新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関する業務に従事したときは、分べん介助・診療応援手当を支給する。

- 15 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき20,000円とする。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第13条第2項第1号の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の規定に基づいて支給された防疫作業手当は、改正後の規程の規定による防疫作業手当の内払とみなす。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに河北町役場において令和3年11月8日まで縦覧に供する。

令和3年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）クスリのアオキ河北店
西村山郡河北町谷地砂田70番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地
代表取締役 青木 宏憲
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年2月22日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,804平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - （1）駐車場の収容台数 72台
 - （2）駐輪場の収容台数 35台
 - （3）荷さばき施設の面積 120平方メートル
 - （4）廃棄物等の保管施設の容量 8.94立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 開店時刻 午前9時
ロ 閉店時刻 翌午前0時
 - （2）来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌午前0時30分まで
 - （3）駐車場の自動車の出入口の数 2か所
 - （4）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 7 届出年月日
令和3年6月21日
- 8 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年11月8日までに知事に提出することができる。
 - （1）意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - （2）意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - （3）意見

そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による山形県知事の委任に係る令和3年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和3年7月6日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理 事 長 多 賀 谷 一 照

1 試験の日時

令和3年11月14日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験の場所

天童市鎌田本町一丁目1番30号 ほほえみの宿滝の湯

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和3年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

イ 試験は、筆記試験によって行う。

ロ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 窓口での配布

配 布 場 所	所 在 地	配 布 期 間
山形県みらい企画創造部市町村課	山形市松波二丁目8番1号	令和3年7月26日（月）から同年8月27日（金）まで（同月9日（月）並びに土曜日及び日曜日を除く。） 午前8時30分から午後5時15分まで
山形県村山総合支庁	山形市鉄砲町二丁目19番68号	
山形県村山総合支庁西村山地域振興局	寒河江市大字西根字石川西355番地	
山形県村山総合支庁北村山地域振興局	村山市楯岡笛田四丁目5番1号	
山形県最上総合支庁	新庄市金沢字大道上2034番地	
山形県置賜総合支庁	米沢市金池七丁目1番50号	
山形県置賜総合支庁西置賜地域振興局	長井市高野町二丁目3番1号	
山形県庄内総合支庁	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1	

山形県行政書士会	山形市荒楯町一丁目7番8号 山形県行政書士会館	令和3年7月26日（月）から同年8月27日（金）まで（同月9日（月）、同月12日（木）、同月13日（金）及び同月16日（月）並びに土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで
----------	----------------------------	--

(2) 郵送による請求

令和3年7月5日（月）から同年8月20日（金）まで（同日まで必着とする。）に、住所、氏名及び郵便番号を記載し、140円分の郵便切手を貼付した返信用封筒（角形2号：A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）を同封の上、下記の宛先まで請求すること。なお、配布は、令和3年7月26日（月）以降とする。

宛先 〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

イ 受付期間 令和3年7月26日（月）から同年8月27日（金）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）

ロ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留で郵送すること。）

ハ 提出書類 受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）を貼付したもの）

(2) インターネットによる受験申込み

受付期間は、令和3年7月26日（月）午前9時から同年8月24日（火）午後5時までとする。同日午後5時までに入力を完了していない場合は、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

なお、入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。

(3) 受験手数料

7,000円（払込方法については、試験案内を確認すること。）

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター（電話番号03(3263)7700）

6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方等は、障がい等の状況により必要な措置を講ずることがあるので、希望する者は、受験申込み前先立って必ず5の(4)の連絡先へ相談すること。なお、特例措置の手続については、試験案内を確認すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 令和4年1月26日（水）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示する。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載する。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 3. 6. 29	第217号	708	26	同年8月2日	同年8月3日